

## 豊橋青少年オーケストラ キャンプ参加者

**とき:**7月20日(水)～23日(土)午前9時～午後5時30分(予定) ※7月20日のみ午後4時から開始(予定) **ところ:**ライフポートとよはし(神野ふ頭町) **対象:**東三河地域在住・在学の、中学1年～高校3年生に相当する青少年で、Aオーケストラ、Bオーケストラどちらかに参加し、課題曲を演奏でき、原則4日間全てに参加できること ※Aオーケストラは課題曲①が演奏できれば可 **内容:**2つのオーケストラに分かれ、ドイツから招いた一流の音楽家による指導を受け、コンサートを行います **課題曲:**Aオーケストラ/①ブラームス「交響曲第1番より第4楽章」②「ハンガリー舞曲第5番」③グリーグ「ピアノ協奏曲より第1楽章」、Bオーケストラ/「驚愕シンフォニー」(ハイドン「交響曲第94番第2楽章」より編曲) **募集パート:**A・Bオーケストラともにフルート、オーボエ、クラリネット、ファゴット、ホルン、トランペット、トロンボーン、パーカッション、ヴァイオリン、ヴィオラ、チェロ、コントラバス **講師:**浮ヶ谷孝夫さん(ブランデンブルグ国立管弦楽団フランクフルト首席客演指揮者)、ブランデンブルグ国立管弦楽団フランクフルト首席ソリストほか **定員:**250人(定員を超えた場合は選考) **参加料:**1,000円(7月23日開催のコンサートのチケット1,000円分進呈) **その他:**詳細はホームページ(<http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bunka/>)参照 **申し込み:**6月17日までに申込書を文化課(〒440-8501住所不要 ☎51・2873) [orchestra-camp@city.toyohashi.lg.jp](mailto:orchestra-camp@city.toyohashi.lg.jp)) ※申込書は文化課、ホームページで配布中



豊橋青少年オーケストラキャンプのようす

## 平成23年度豊橋市地域文化 振興活動功労賞候補者の推薦

地域で結成された文化振興団体(校区文化協会など)の役員や地域の文化活動団体の要請により、指導者として10年以上活動に尽力された個人または団体を表彰します。

**推薦方法:**5月9日(月)～6月17日(金)(必着)に推薦書を市役所文化課(西館4階) ※推薦書は文化課、ホームページ(<http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bunka/hyousyou/>)で配布中。推薦は自治会、地域の文化協会などにも依頼しています **表彰式:**9月24日(土)に市民文化会館で行う豊橋文化祭オープニング式典 **問合せ先:**文化課(☎51・2875)

## ミスみなと

**活動内容:**「みなとフェスティバル」「豊橋まつり」など、市内で開催される各種行事に参加 **募集人数:**3人(港・船・海の女王) **応募資格:**東三河に在住・在学・在勤で、6月26日現在で18歳～28歳(高校生を除く)の健康な未婚の女性 **審査:**[1次]6月14日書類審査選考[2次]6月26日面接/ホテル日航豊橋(藤沢町) **賞:**各賞金10万円とオーストラリア(シドニー、メルボルン)旅行(予定)、ホテル日航豊橋ペア宿泊券(食事付)、参加記念品など **応募方法:**6月11日(消印有効)までに応募用紙、写真1枚(6か月以内に撮影したもの)を東愛知新聞社事業部(〒441-8666新栄町字鳥瞰62) ※応募用紙は東愛知新聞社、豊橋商工会議所、市役所案内所などで配布中 **問合せ先:**東愛知新聞社事業部(☎32・3111)、豊橋みなとフェスティバル実行委員会事務局(商工会議所内 ☎53・7211)、港湾活性課(☎34・3710)



昨年のミスみなと

## 流域モニタリング一斉調査の調査員

**とき:**6月5日(日)(環境の日)の前後1週間 ※この期間以外でも可 **ところ:**市内の河川・池・水路・海 **対象:**市内在住の2人以上のグループ(中学生以下のグループは保護者が一緒に参加すること) **内容:**「モニタリングハンドブック」に従い身近な川などの「水質」「水量」などについて調査を行い、報告します **定員:**10グループ(申込順) **申し込み:**5月18日(必着)までに、はがきで参加者全員の住所・氏名(ふりがな)・年齢・電話番号、調査希望日、調査予定場所を環境保全課(〒440-8501住所不要 ☎51・2390)



## 二川宿本陣まつり 本陣句会作品

江戸から明治にかけて、二川宿では最後の本陣の主、馬場梅士をはじめ、多くの俳人が活躍しました。二川宿の文化をしのび、次代に継承するため本陣周辺で詠んだ俳句を募集します。  
**募集期間:**前期/5月1日(日)～9月30日(金) 後期/10月1日(土)～来年2月29日(水) **賞:**各特選1人・秀逸2人・佳作7人 **応募方法:**各期間内に投句用紙で、本陣周辺で詠んだ自作未発表の俳句2句を二川宿本陣資料館(〒441-3155二川町字中町65 ☎41・8580) ※投句用紙は、二川宿本陣資料館、美術博物館、市民文化会館、ホームページ(<http://www.toyohaku.gr.jp/honjin/>)で配布中



二川宿本陣資料館



## こども未来館ここにこ イメージキャラクターを募集します

問合せ先 こども未来館 (☎21・5525)

**応募規定** キャラクター(正面・側面)のデザイン・名前・簡単な説明。1人1作品。自作未発表の作品に限る。色数は自由。作品にかかる諸権利は市に帰属します。作品は返却しません。賞 最優秀賞1点/3万円と賞状、優秀賞2点/1万円と賞状※高校生以下は相当額の図書カードと賞状 **発表** 本紙8月1日号で発表(入賞者には直接連絡)。また、着ぐるみを製作し、豊橋まつりで発表予定 **応募方法** 5月31日(必着)までに郵送またはEメールで住所、氏名(フリガナ)、年齢、勤務先(児童・生徒の場合は、学校名と学年)、電話番号、作品(郵送の場合はA4サイズの縦長白色用紙、または作品データ(形式はJPEG、PDF、CS2以下のイラストレーター)を保存したCD-RなどとA4サイズに出力したもの。Eメールの場合はファイルサイズ1MB以下にした作品データを添付)を、こども未来館(〒440-0897 松葉町三丁目1-97 character@coconico.jp) ※詳細は、こども未来館などで配布のチラシ、ホームページ(<http://www.coconico.jp/>)参照



こども未来館ここにこ

情報ピックアップ



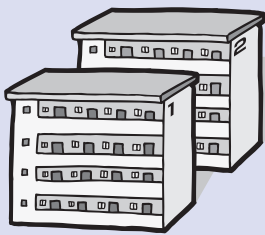
## 市営住宅(既設住宅)入居者を募集します

問合せ先 住宅課 (☎51・2600)

**入居資格** 次の①～⑤のすべてを満たす方①市内在住または在勤の方②同居の親族(婚約者を含む)がいる方、単身者の申し込みは次の要件のいずれかに該当する方「昭和31年4月1日以前に生まれた方、身体障害者(1～4級)、精神障害者(1～3級)、知的障害者(A～C判定)、DV被害者、戦傷病者、原爆被爆者、海外からの引揚者、生活保護者、ハンセン病療養所入所者など。ただし、身体上または精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、住居でこれを受けることができず、または受けることが困難であると認められる方を除く」③持ち家がなく現在住宅に困っている方④下表の収入基準以下の方⑤暴力団員でない方 **募集住宅** 下表。単身者の場合は下線の住宅で間取りが2部屋以下の住宅のみ受け付けます

す。なお単身申込者以外で老人、母(父)子、心身障害者子育て(平成17年4月2日以降に生まれた者がいる世帯)、多家族世帯などは、特定目的入居資格者として優遇します

**入居日** 8月1日から空き家ができ次第 **申し込み** 5月9日～27日(土・日曜日を除く)に申込用紙を市役所住宅課(東館3階)※申込用紙は5月2日から住宅課で配布 **抽選日/ところ** 6月10日(金)午後1時30分/市役所講堂(東館13階) **その他** 7月1日から随時の受け付けを再開しますが、順番は抽選順位者の後になります



### ■募集住宅 ※単身者の場合は下線の住宅の間取りが2部屋以下の住宅のみ受け付けます

旭本町高齢者、向山、小鷹野、忠興、多米、新多米、オノ神、柳原、西口、岩屋、東山、富本、新富本、富本RC、栄生、空池、中野、草間、城山、池上、植田、新植田、南大清水、西部、前芝

### ■総収入金額でみる収入基準早見表 ※源泉徴収票では、支払い金額が総収入金額になります

| 家族数<br>区分 | 単身者        | 2人家族       | 3人家族       | 4人家族       | 5人家族       | 6人家族       |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 一般        | 296万7,999円 | 351万1,999円 | 399万5,999円 | 447万1,999円 | 494万7,999円 | 542万3,999円 |
| 裁量        | 388万7,999円 | 436万3,999円 | 483万5,999円 | 531万1,999円 | 578万7,999円 | 626万3,999円 |

• 裁量とは障害者のいる世帯、家族全員が昭和31年4月1日以前に生まれた者または18歳未満の世帯、小学校就学前の子どものいる世帯など